

令和8年度 恵庭市学童クラブ

入会案内

4月入会の受付

【受付期間】

令和7年11月14日(金)～令和7年12月19日(金)

(※土日・祝日を除く)

定員数を超過した場合、待機となることがあります。必ず期限までにご提出ください。

※先着順ではありません。



《受付場所》

○市役所子ども政策課②番窓口

○市内各学童クラブ（8ページをご覧ください）

※保護者が直接提出してください（郵送不可）

※書類の受付場所と入会決定となる学童クラブは一致するものではありません。

《受付時間》

○ 8時45分～17時15分（市役所子ども政策課②番窓口）

○ 13時00分～18時30分（市内各学童クラブ）

《決定通知》

低学年（新1～3年生）：令和8年1月下旬～2月上旬に通知予定

高学年（新4～6年生）：令和8年2月下旬に通知予定

※ 希望者が学童クラブの定員を超えた場合、低学年等を優先します。

※ 特別支援学級在籍児童（検討を含む）の入会申請は、事前に子ども政策課へご相談ください。

【申請書類配布場所】

《4月入会》

○ 市内各学童クラブ（8ページをご覧ください）

○ 市役所子ども政策課②番窓口

○ 市内各保育園・認定こども園

○ 島松支所、恵み野出張所 ※ 市のホームページからもダウンロードが可能です。

— 問い合わせ先 —

恵庭市子ども未来部 子ども政策課(市役所②番窓口)

(住所) 〒061-1498 恵庭市京町1番地

(電話) 0123-33-3131 内線 1236 (FAX) 0123-33-3137





随時入会の受付



令和8年1月5日(月)以降は、随時入会の申請受付を行います。

なお、申請時に学童クラブの入会者が定員を超えている場合、空きが出るまで待機となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

《入会日》 毎月1日または16日（日曜祝日の場合はその翌日）

※ 16日入会の場合もその月について1か月分の負担金がかかります。

《受付場所》 ○ 市内各学童クラブ（8ページをご覧ください）

○ 市役所子ども政策課②番窓口

※ 保護者が直接提出してください（郵送不可）

書類の受付場所と入会決定となる学童クラブは一致するものではありません。

あらかじめご了承ください。

《受付期間》 1日入会 ⇒ 前月の15日（土日祝日の場合はその前日）まで

16日入会 ⇒ 前月の末日（土日祝日の場合はその前日）まで

《決定通知》 入会審査後、随時通知します。

※ 定員が超過した場合は待機となる場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 特別支援学級在籍児童（検討を含む）の入会申請は、事前に子ども政策課へご相談ください。

【申請書類配布場所】



《随時入会》

○ 市内各学童クラブ（8ページをご覧ください）

○ 市役所子ども政策課②番窓口

○ 島松支所、恵み野出張所

※ 市のホームページからもダウンロードが可能です



1 学童クラブとは



保護者が仕事などで日中家庭にいない児童を対象に、遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

2 対象となる児童



恵庭市に住民票があり、恵庭市立小学校に通う小学１年生から６年生までの児童。

3 入会要件



※ (1) 及び (2) の基準を両方満たす必要があります。

(1) 次のいずれかに該当すること

- ① 保護者等が労働等により、昼間家庭にいない場合。
- ② 保護者等が家庭内労働等により、児童の保育を行えない場合。
- ③ 保護者等の家庭内に長期（概ね３か月以上）にわたる看護、介護及び介助を必要とする同居人がおり、児童の保育が困難な場合。
- ④ 災害等による復旧の間、適当な生活の場を失った場合。
- ⑤ 保護者等の疾病等により、学童クラブの利用が緊急かつ必要性が高いと認められる場合。
- ⑥ 保護者等が産前・産後休暇中の場合（育児休業中はご利用できません）。
- ⑦ 保護者等が就学中で昼間家庭にいない場合（労働の規定に基づく）。

(2) (1) の①から⑦のいずれかに該当し、次の基準を全て満たすこと

- ア 保護者の就労期間が概ね６か月以上であること。
- イ 保護者が就労し、帰宅する時間が１年生の保護者の場合は１４時以降、２年生から６年生の保護者の場合は１６時以降かつ、ひと月１５日以上勤務日数を有すること。
- ウ 学童クラブ負担金の滞納がないこと。
- エ 夏休みや冬休みのみの短期利用ではなく、長期での利用が見込まれること。

4 開設日及び開設時間

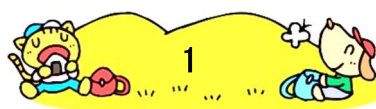


- 月曜日から金曜日
児童の下校時から１８時３０分まで
- 土曜日
８時００分から１８時３０分まで（※各学校区で１か所の開設を予定）
- 春・夏・秋・冬休み、学校行事振替休業日等
８時００分から１８時３０分まで

5 休 日



- 日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日）、運動会・学芸発表会の実施日、お盆期間の土曜日（令和８年は８月１５日）



6 学童クラブ負担金



① 金額

区 分	金 額
基本負担金	月額 4,500円
土曜日の利用	1回の利用につき380円

② 納入方法

毎月末日、届出口座より振替します。(12月のみ25日の振替となります。)

※振替日が金融機関休業の場合は、翌営業日に振替となります。

③ 学童クラブ負担金の減免

- ・ 次のいずれかの区分に該当する場合は、下記の該当区分に応じて負担金が減免されます。
- ・ 恵庭市学童クラブ入会申請書の「②減免申請事由」に記載された事項及び申請書により同意された調査により審査し、決定の有無を通知します。

減 免 区 分	負担金の額			
	基本負担金		土曜日の利用	
	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
(1)多子世帯(同一世帯で2人目以降の児童) (2)から(4)まで以外の世帯)	—	2,300円	—	190円
(2) 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
(3)-1 市民税非課税世帯	2,300円	1,200円	—	190円
(3)-2 ひとり親世帯	0円	0円	0円	0円
(4) 市民税の均等割のみが課税されている世帯	3,400円	1,700円	—	190円
(5) その他市長が特に減免することが必要と認めた世帯	市長が別に定めた額			



【注 意】

負担金の減免について、

- ・ 令和8年4月～8月分は令和7年度の市民税
 - ・ 令和8年9月～令和9年3月分は令和8年度の市民税
- により判定いたします。

④ 学童クラブ負担金の減免算定対象者

負担金は児童と同一世帯で、生計を一つにしている父母等の市町村民税課税額により決定します。(世帯には単身赴任等で住民票が別になっている保護者等を含みます。)



7 その他費用



学童クラブ負担金とは別に下記の費用がかかります。

① スポーツ安全保険代（児童１人当たり）

年間８００円

② 保護者会費（児童１人当たり）

各学童クラブ保護者会により金額が異なります。

※（参考）令和７年度は月額１，５００円～２，０００円程度

8 入会申請について（提出書類）



（１）・恵庭市学童クラブ入会申請書（児童１人につき１枚）

・児童調書

（児童１人につき１枚）

（２）必要な添付書類

入会申請事由	必要添付書類	内容など
保護者の家庭外労働 （会社勤め）	就労証明書 + シフト勤務の方は直近シフト表	勤務先で証明を受けてください。 ※勤務実態など不明な点は、勤務先に問い合わせる場合があります。また、単身赴任者についても証明書の提出が必要です。
保護者の家庭内労働 （自営業）	就労証明書 + シフト勤務の方は直近シフト表	代表者が記入してください。 登記など事業内容がわかる書類も併せて提出してください。
家庭内に長期にわたる看護、 介護及び介助を必要とする同 居人がいる	申請書裏面の 申立て記入欄に記載	保護者が申立て記入欄に理由を 記載してください。
災害等により、復旧の間適当 な生活の場を破損又は失った	罹災、被災証明書及び 申請書裏面の 申立て記入欄に記載	保護者が申立て記入欄に理由を 記載してください。
保護者の疾病等	医師の診断書及び 申請書裏面の 申立て記入欄に記載	保護者が申立て記入欄に理由を 記載してください。
産前・産後休暇のため	以下のいずれか ・母子手帳の写し（も しくは医師の診断書） 及び申請書裏面の申立 て記入欄に記載 ・就労証明書	就労証明書を提出する場合、産休期間 の記載があるものをご提出ください。
保護者の就学等のため	就学証明書及び時間割	時間割等、授業の時間がわかる書類を 提出してください。
その他	申請書裏面の 申立て記入欄に記載	



※兄弟姉妹で入会希望の場合、添付書類の原本は１部で構いません。

※弟妹の保育園等の入所手続きで就労証明書を提出する場合は、就労証明書の写しを提出してください。

(3) 恵庭市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（該当者のみ提出）

初めて学童クラブを利用する児童は、必ず提出してください。

既に学童クラブを利用したことがある児童で、登録済みの振替口座を引き続き利用する場合は、提出不要です。

(4) 特別支援学級在籍児童に関する調書（該当者のみ提出）

特別支援学級に在籍する児童の場合は「身体障害者手帳」「療育手帳」「診断書」**いずれかの写し**（お持ちでない方は特別児童扶養手当証明書の写し）を添付し提出してください。いずれもお持ちでない方は調書のみ提出してください。

※新1年生などで特別支援学級を検討している場合や、学童クラブに入会するうえで配慮が必要な場合などにおいても、あらかじめご相談ください。

(5) 令和〇〇年度所得・課税証明書（該当者のみ提出）

下記の基準日において**恵庭市に住民票がない方のみ提出**（写し可）

入会月	基準日	必要提出物
令和8年4～8月	令和7年1月1日	令和7年度 所得・課税証明書
令和8年9～令和9年3月	令和8年1月1日	令和8年度 所得・課税証明書



※令和〇〇年度所得・課税証明書は基準日に住民票のあった市町村（税務担当課）にて請求してください。「令和〇〇年度市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」または「令和〇〇年度市民税・道民税納税通知書」（どちらも写し可）の提出でも構いません。

【注 意】

必要書類がそろわない場合は、審査対象にはなりません（書類不備のままお預かりできません）。提出書類を全てそろえてから、期日までに受付場所へ申請してください。

9 入会決定について



- ・受付期間内に申請書を提出した方について、入会審査を行ったうえ入会決定し通知いたします。
- ・入会する学童クラブはお住まいの住所や定員数等により決定いたしますので、**希望を受け付けることはできません**。あらかじめご了承ください。
- ・学童クラブの定員を超過する申請があった場合、利用調整の結果、定員に空きが出るまで待機になることがあります。その場合は入会保留通知を送付します。



10 入会後の各種届出



次のいずれかの事由に該当する場合は、速やかに各書類を提出してください。
書類は各学童クラブ、市役所子ども政策課⑩番窓口で配布しています。
※市ホームページからもダウンロードできます。

事由	提出書類
住所や勤務先等入会申請書の記載内容に変更が生じた場合	恵庭市学童クラブ入会事項変更届出書 ※勤務先や勤務条件が変更になった場合は、就労証明書を添付してください。その他、変更事項(住所や世帯の状況等)により必要な書類を提出していただきます。
退会する場合	恵庭市学童クラブ退会届出書
学童クラブ負担金の減免事由の該当となった場合	恵庭市学童クラブ負担金減免申請書
学童クラブ負担金の減免事由が変更・消滅した場合	恵庭市学童クラブ負担金減免事由変更(消滅)届出書



11 入会許可の取り消し



次に該当する場合は、入会許可を取り消す場合があります。

- (1) 入会要件を満たさなくなった場合
- (2) 伝染性の疾患に感染又はその疑いがある者
- (3) 疾病その他の理由により、学童クラブでの集団生活に適さないと認められる者
- (4) 心身に著しい障がいがあり、学童クラブの運営に多大な支障を生ずる者
- (5) 正当な理由なく、学童クラブ負担金を6か月以上滞納したとき
- (6) 正当な理由なく、1か月以上登会がないとき



学童クラブのきまり



1 児童の送迎

- ① 児童のみで学童クラブから帰宅する場合は、学校（恵庭市生徒指導協議会）で決められた帰宅時間にご自宅に着くように帰宅することとなります。

■帰宅時間（※変更となる可能性があります）

4月～8月	⇒ 18時まで
9月	⇒ 17時まで
10月～1月	⇒ 16時まで
2月～3月	⇒ 17時まで

- ②お迎えの場合は、18時30分までに必ず学童クラブへお迎えに来てください。

2 連絡

出欠の確認を行う必要があるため、電話やメール、連絡アプリ等で必ず事前に学童クラブへ連絡してください。

3 昼食

学校で給食のない日や小学校の長期休業日・土曜日等は各自お弁当をご用意ください。

4 保護者会

各学童クラブでは利用児童の保護者によって組織される保護者会があります。

同会では学童クラブ負担金とは別に、毎日のおやつ代や各種行事などに充てられる「保護者会費」を徴収しています。遅滞なくお支払いいただきますようお願いします。

5 小学校の集団下校・臨時休校等の場合

・インフルエンザ等による臨時休校等の場合

風邪やインフルエンザ等により学校・学年・学級閉鎖となった場合は、その対象児童については登会できません。

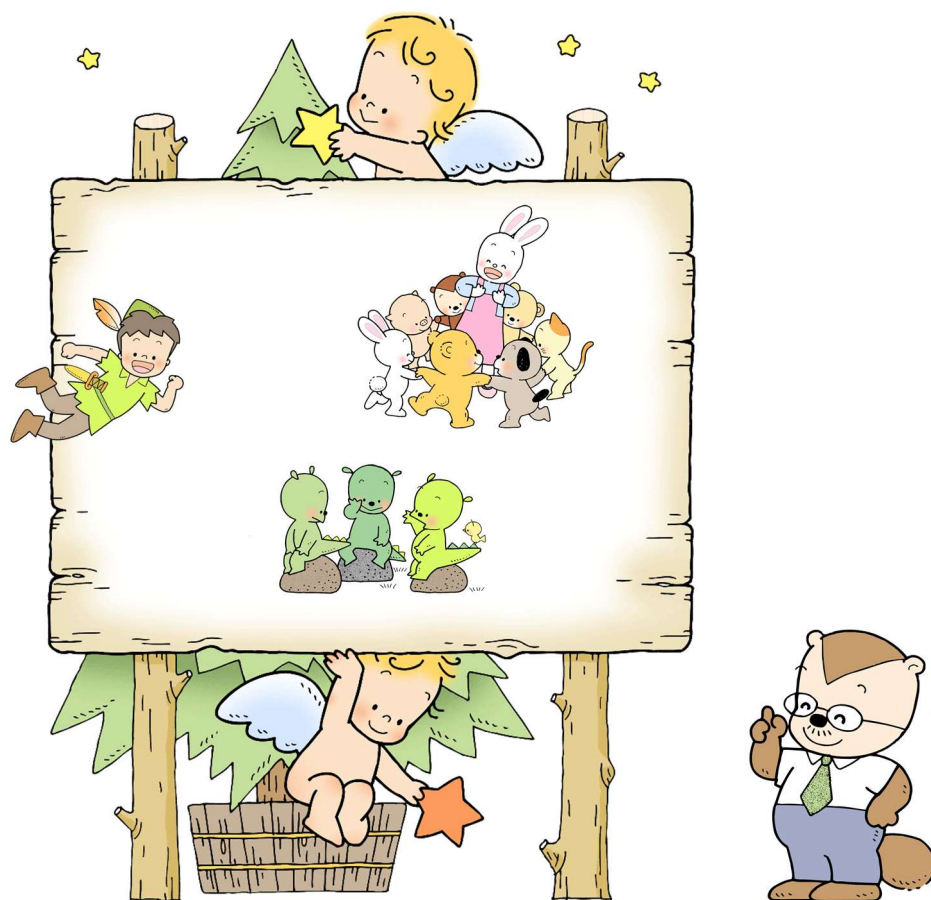
・その他天候等による集団下校・臨時休校等の場合

状況により開設等対応を判断します。



6 その他

- ① 持ち物には全て名前を記入してください。
- ② 貴重品の持ち込みはできません。
- ③ 学童クラブから習い事などに行った場合、その日の再登会はできません。
- ④ 自転車での登会はできません。
- ⑤ 支援員が児童に薬を飲ませるなどの行為は行えません。やむを得ず投薬が必要な場合は、事前に子ども政策課にご相談ください。
- ⑥ 保護者の方のお仕事等がお休みの場合は、ご家庭で児童と一緒に過ごしてください。
- ⑦ 学校・ご自宅から学童クラブへの登会、学童クラブからご自宅への帰宅の際は通学路を通るよう、ご家庭でご指導ください。
- ⑧ 新1年生の場合は、学童クラブに慣れるまでお迎えをお願いします。





恵庭市学童クラブ一覧 (令和8年度)



No	学童クラブ名	開設場所	電話番号	土曜日開設場所
1	恵庭学童クラブ	緑と語らいの広場 「えにあす」 (緑町2丁目1-1)	090-4872-5229	恵庭小学校管理者住宅 (福住町2丁目9番13) ※恵庭第3学童クラブ開設場所にて合同開設
2	恵庭第2学童クラブ		090-4873-5181	
3	恵庭第3学童クラブ	恵庭小学校管理者住宅 (福住町2丁目9番13)	080-1867-9132	
4	島松学童クラブ	島松小学校 (中島松418番地)	090-4877-1502	島松公民館 (島松本町3丁目12-20) ※島松第2学童クラブ開設場所にて合同開設
5	島松第2学童クラブ	島松公民館 (島松本町3丁目12-20)	070-3237-9722	
6	柏学童クラブ	大町会館 (大町1丁目10番1号)	080-2873-2490	柏小学校管理者住宅 (大町4丁目9番5号) ※柏第2学童クラブ開設場所にて合同開設
7	柏第2学童クラブ	柏小学校管理者住宅 (大町4丁目9番5号)	080-8625-5353	
8	和光学童クラブ	和光会館 (和光町2丁目2番8号)	080-2870-3482	クラーク幼稚園 (住吉町3丁目9番1号) ※和光第3学童クラブ開設場所にて合同開設
9	和光第2学童クラブ	恵庭市黄金ふれあいセンター (黄金南5丁目11番地1)	080-2870-3483	
10	和光第3学童クラブ	クラーク幼稚園 (住吉町3丁目9番1号)	080-1863-9007	
11	若草学童クラブ	若草小学校 (中島町4丁目5番地1)	080-1890-3201	若草小学校 (中島町4丁目5番地1) ※若草学童クラブ開設場所にて合同開設
12	若草第2学童クラブ		090-6699-2257	
13	若草第3学童クラブ	若草小学校管理者住宅 (中島町4丁目5番地1)	080-1869-1736	
14	若草第4学童クラブ	柏陽会館 (柏陽町1丁目26)	080-8746-7711	
15	恵み野学童クラブ	恵み野小学校 (恵み野南4丁目1番1)	090-9088-4163	恵み野小学校 (恵み野南4丁目1番1) ※恵み野学童クラブ開設場所にて合同開設
16	恵み野第2学童クラブ		080-4803-9112	
17	恵み野旭学童クラブ	恵み野旭小学校 (恵み野北4丁目1番1)	090-6699-7620	恵庭 RB パーク (恵み野北3丁目1番1) ※恵み野旭第3学童クラブ開設場所にて合同開設
18	恵み野旭第2学童クラブ	恵み野旭小学校管理者住宅 (恵み野北4丁目1番7)	080-1866-5152	
19	恵み野旭第3学童クラブ	恵庭 RB パーク (恵み野北3丁目1番1)	070-1433-4154	
20	松恵学童クラブ	東恵庭会館 (恵庭市中央449)	090-3119-0070	東恵庭会館 (恵庭市中央449)

※土曜日開設場所については変更になることがありますのでご了承ください。

